

2018年6月7日付「品質検査上の不適切行為に関する再発防止策について」にて公表した再発防止策の進捗状況につきまして、以下の通りご報告いたします。なお、2019年度以降、当社統合報告書におきましても、品質への取り組みにつきまして報告をしておりますので、あわせてご覧ください。

https://www.ube.co.jp/ube/jp/ir/ir_library/integrated_report/index.html

I. 取締役会は品質に関わる内部統制を強化する

取締役会にて2019年度以降年2回、品質に関する報告を実施しています。また、本社役員会議（現：経営会議 [品質]）にて品質に関する課題を取り上げ、品質経営の強化に取り組んでいます（2019年度年間4回、2020年度以降年間3回開催）。同会議では、再発防止策の遂行状況と有効性に対する評価を行い、必要に応じて関係各所への適切な指示を実施しています。

II. 経営陣は、品質重視の姿勢を明確にし、意識改革に率先して取り組む

1) グループ経営方針の策定

「UBE 経営理念」及び「UBE 経営方針」を2019年4月に刷新し、経営方針の一つとして「品質」を明記しています。また、経営理念及び経営方針に基づき、「UBE グループ品質基本指針」を2019年4月に制定し、「ステークホルダーの信頼を得るため、安全と安心を常に意識し、お客様に満足していただける品質の製品、サービスを開発、提供する」との、経営の姿勢を明確に社内外に提示しました。

2) 継続的なトップメッセージの発信

従業員に対して、コンプライアンス重視の姿勢を示すトップメッセージの発信を社内向けホームページにて継続的に行っています。2020年度以降、毎年11月の品質月間中に、全従業員に向けて社内向けホームページの「社長の部屋」にて品質に関するメッセージの発信を継続しています。

3) 役員に対する社外専門家による教育

社外コンサルタントによる品質に特化した役員研修を2018年度より合計5回開催しました。今後も毎年1回のペースで継続実施し、グループ会社の役員等にも拡大して実施する計画です。

III. 当社グループ構成員全員の、「品質に対する意識」「お客様目線での判断」を植え付け、風土改革を図るための以下施策を実施する。

1) 「UBE グループ品質基本指針」の周知と「私達の行動指針」の改定、教育

UBE グループ品質基本指針をホームページ、およびグループ会社各所に掲出し、周知に取り組んでいます。また、UBE グループの行動規範である「私達の行動指針」を改定し、品質に関する最新情報の入手、および遵守、お客様との取り決めの遵守等、品質重視の姿勢を明確にしました。さらに、品質重視の認識の浸透度合いを把握するため、2019年、2021年に品質意識調査を実施し、2019年には8千人超、2021年には1万人超のUBE グループ従業員から品質に対する考えについての回答を得ました。本調査結果の分析を通じ、これまで実施してきた施策の効果の把握、次の施策への反映に努めています。品質意識調査は今後も継続して実施します。

2) 品質啓発活動

2018年度より「品質統一スローガン」の社内公募を実施しています。毎年数百作品の応募があり、この中から社長賞として選ばれた最優秀作品を社内向けホームページやUBE グループ各所に掲出することによって、

各職場における品質に対する意識の啓発に活用しています。2020 年度より毎年 11 月の品質月間に全国の UBE グループ主要拠点をオンラインで接続する「グループ品質大会」を開催し、優れた品質活動に取り組んだ組織や個人を表彰し、品質意識の高揚に努めています。併せて、現場からの事例発表や外部専門家による品質に関する講演を実施することによって、知識の習得と横展開に努めています。また、品質活動に関する現状の把握および啓発活動の成果を明確にするとともに、前例踏襲に異を唱えない組織風土が不適切な行為の自主的な改善を阻害した面があったことを踏まえ、問題を見過ごさない風土の醸成に取り組んでいます。

3) コンプライアンス意識の向上、および品質教育体系の整備と実施

品質教育のあり方を見直し、従業員の職務に応じた教育プログラムを作成し、品質に関する基本的な遵守事項やお客様と締結する契約内容の理解、また品質不適切事例の振り返り等、実務に即した教育プログラムを継続的に運用しています。品質・コンプライアンス・法令等に関する基本知識・技能に係る教育体系を整備したほか、毎年実施しているコンプライアンス e-ラーニングにおいて、品質に関するテーマを取り上げ、全従業員に対しルール遵守を徹底する教育を実施しています。

4) 品質保証を担う人材の計画的な育成

各事業の品質保証部門ならびにグループ会社の品質保証部門に対し、品質認識教育を継続して実施し、将来の品質保証を担う人材の育成を行っています。また、新たに着任する品質マネジメントシステムの責任者に対しては着任時に品質教育を実施しています。

IV. 当社グループの品質保証に関する統制と関連部署間の連携強化を図るため、組織再編を含めた以下の施策を実施する

1) グループ品質統括責任者（役員）の配置、および品質統括部（現：品質保証部に機能移管）の新設

UBE グループ全体の品質内部統制を強化するため、2018 年に社長直下にグループ品質統括役員を配置しました。併せて、本社部門主導の品質内部統制活動を統括する品質統括部を 2018 年 6 月に設置し、品質監査、品質不適切行為の未然防止、全社教育および啓発活動を実施しています。

2) グループ品質委員会の新設

経営陣への品質に関わる案件の報告を行う会議体として、2019 年度より「グループ経営会議 [品質]」（現：「経営会議 [品質]」、毎年 3 回開催）を新設し、各事業部門の品質に関する活動の統制を強化しています。

3) 事業部門の組織体制の見直し

事業部門においては、品質保証部門を工場組織から分離し、品質保証部門の独立性を確保しました。加えて、品質保証と品質管理の職務機能を明確に分離することで、双方の牽制を可能とする体制にしました。

4) 事業部門における目標管理の有効性の向上

マネジメントシステム管理規定を見直し、各事業部門におけるマネジメントレビューの有効性の向上を図りました。マネジメントレビューに求められる要求項目 (INPUT) を明確にした様式へ改訂し、トップからの指示事項 (OUTPUT) については、品質保証部がその是正・改善対策および横展開の実施を主導し、施策内容を精査することで、有効性の向上に努めています。

5) 品質に関わる監査の強化

監査部による監査を強化するとともに、品質保証部も内部統制部門として品質不正防止（牽制）に主眼を置いた監査を実施しています。また、定期に実施する内部監査とは別に、被監査部署の職務内容に応じた重点評価を実施するテーマ監査を実施しています。

6) 品質に関わる通報・連絡体制の整備

品質に関する問題発生時の組織間での情報の迅速な共有化を図るため、2018 年 12 月に品質ネガティブ情報取り扱い規程を制定し、品質ネガティブ情報の定義、取り扱い、原因の究明及び再発防止策の策定に関するルールを明確にしました。また、UBE グループの内部通報制度 (UBE C-Line) の活用の充実を図るため、

2018年6月より通報窓口に品質統括部長（現：品質保証部長）を加えました。

7) グループ会社の統制

グループ会社の品質に関わる運営状況の妥当性についての監視体制を強化することを目的として、品質統括部(現：品質保証部)が各社の監査を行っています。また、本社とグループ会社の品質保証部長によるグループ品質担当者会議を2019年度から毎年3回行い、経営会議〔品質〕での審議・決定事項の周知を図ることによって、UBEグループとしての情報共有を進めています。

V. 品質に関する基盤を強化するため、以下施策を実施する。

1) 人の関与を排した品質システムへの移行促進

人が関与する品質保証システムが不正の機会を与えたとの認識の下、人の関与を極力排したシステムを順次導入しています。品質不適切事案が長期に継続された原因の一つに、製品毎に独自の品質検査記録管理システムが構築され、問題の有無が把握できていなかったことにありました。この是正策として品質検査管理システムの統合を図り、システム運用に関する監視の強化を推進しています。また、分析機器と前述のシステムとのネットワーク接続、検査結果転記や報告書作成の自動化を進め、数値改ざん等の検査不正の防止、ログ記録による履歴管理強化、作業の効率化を図っています。

2) 品質に関わる経営資源の投入を確実に行うための対応

品質に関わる経営資源の不足に関する情報は、マネジメントレビューのインプット情報とし、審議される仕組みとしました。また、同一職場での長期滞留者の存在が問題の一因になったことを受け、品質保証部長がリソース監視ならびにローテーションの要否を判断しています。

以上の通り、再発防止のための仕組みを構築し、各施策を継続して実施しています。今後もより実効性を高めるための改善活動を継続し、上記施策の確実な実施とお客様への安心・安全な製品の提供を進めてまいります。